

板橋区育児支援ヘルパー派遣事業実施要綱

令和6年3月18日区長決定

令和7年3月27日区長決定

(目 的)

第1条 この要綱は、妊娠中（母子健康手帳の取得後）及び出産後の家事や育児の援助を必要とするときに、育児支援ヘルパー（以下「支援ヘルパー」という。）を派遣し、保護者の育児疲れや養育不安の軽減を図るため、板橋区育児支援ヘルパー派遣事業（以下「支援ヘルパー派遣事業」という。）の実施に関して必要な事項を定め、事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 支援ヘルパー派遣事業を利用できる者は、板橋区内に住所を有し、妊娠中の保護者や3歳未満の乳幼児のいる家庭で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 妊娠中（母子健康手帳の取得後）又は出産後であつて、家事等の援助を必要とする者
- (2) 死産した者

2 前項の規定にかかわらず、区長が利用を認める者については、援助活動の対象とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は板橋区（以下「区」という。）とする。ただし、本事業の目的を十分に理解し、家事並びに子育ての支援に係る技能及び知識があり、次条第1項に規定する事務を適切に実施することができると区長が認めた事業者に委託して実施することとする。

(事業内容)

第4条 事業者は次に掲げる業務を行う。

- (1) 区民からの利用申請書等の受付
- (2) 支援ヘルパーの派遣
- (3) 利用料金の収受及び管理
- (4) 区への報告
- (5) 支援ヘルパーの統括管理を行うコーディネーターの設置

2 支援ヘルパーは次に掲げる業務を行う。

- (1) 食事の支度
- (2) 食材、生活必需品等の近所への買い物
- (3) 衣類の洗濯
- (4) 居室の簡易な掃除、整理整頓
- (5) 沐浴の補助
- (6) 育児に関する助言及び相談
- (7) 健診等の付き添い
- (8) 乳幼児の見守り

(9) 利用料金の受領

(10) その他区長が特に必要と認める業務

(利用の申請)

第5条 支援ヘルパー派遣事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、原則として、事業者が設置するオンライン申請フォームにより、利用希望日の3日前（土曜日、日曜日、祝日又は、12月29日から1月3日の日数は算入しない）までに、利用の申請（以下「利用申請」という。）をしなければならない。ただし、初回利用の場合や、初回に申請を行った住所や階層区分に変更が伴う場合の申請については、原則として利用希望日の5日前（土曜日、日曜日、祝日又は、12月29日から1月3日の日数は算入しない）までに利用申請を行わなければならない。

(利用の決定)

第6条 区長は前条の規定による利用申請があったときは、その内容を審査し、支援ヘルパーを派遣することが適当と認めたときは、本事業の利用を決定する。

2 区長は、前項の規定により利用決定後、その結果を申請者に連絡するものとする。

(利用対象期間等)

第7条 支援ヘルパー派遣事業の利用対象期間は、妊娠中（母子健康手帳の取得後）から乳児の3歳の誕生日の前日又は死産した日から6週間を経過した日までとし、利用時間は、原則として別表1に定める時間を限度とする。ただし、区長が特に必要があると認める場合は、利用限度を超えて利用可能とする。

2 1回の利用予約時間は1時間以上、以降30分単位で予約を受け付けるものとする。

3 1日の利用時間は、午前8時から午後7時までの間とし、最長5時間までとする。

（1回の利用時間が1時間以下の場合は1時間とし、利用時間が1時間以上であって、1時間未満の端数があり、その端数が30分以下のときは、0.5時間とし、その端数が30分を超えるときは、1時間とする。）

4 支援ヘルパー派遣事業の休業日は、12月29日から1月3日までとする。

(利用料金等)

第8条 第6条の規定により本事業の利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、自己負担額として別表2に定める利用料金を負担するものとし、その負担分は事業者を支払うものとする。ただし、区長が特に必要があると認める場合は、区長は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

2 利用時間が800円の時間帯と900円の時間帯にまたがる場合は、該当する1時間又は0.5時間については、900円の時間帯に応じた利用料金を支払うものとする。

3 利用料金は、利用者から事業者に対して、原則二次元コード決済とする。ただし、利用者に振込での支払いの意向がある場合は、振込での支払いを可能とする。

4 支援業務の一環として交通費等の費用が発生する場合は、利用者が負担するものとする。

(無料利用枠)

第9条 前条の規定にかかわらず、別表3の左欄に掲げる期間に該当する者にあつては、同表右欄に定める時間分の利用料金を無料とする無料利用枠を設けるものとする。

(利用の取消し)

第10条 利用を取消す場合の取消料金の取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 利用日の前日（この日が土曜日、日曜日、祝日又は年末年始（12月29日から1月3日まで）に当たるときは、直前の月曜日から金曜日まで（祝日を除く。））の午後5時までに取消しを申し出た場合は、無料とする。
- (2) 前号の期日を過ぎて取消しを申し出た場合は、活動開始時間の1時間分の利用料金を利用者が事業者へ支払うものとする。
- (3) 第1号の期日を過ぎた取消しにおいても、別表1に定める利用時間については、利用を行わなかったものとする。
- (4) 無料利用枠については、第1号の期日を過ぎて取り消しを申し出た場合は、無料利用枠及び利用上限時間から1時間分を減算する。ただし、利用取消時点で無料利用枠の残り時間が0.5時間の場合は、その残り時間を減算するとともに、利用者は0.5時間分の利用料を事業者へ支払うものとする。

(利用の中止等)

第11条 区長は、利用者が事業者に対し、次に掲げる行為を行つたと認めたときは、利用の一時停止又は中止をすることができる。

- (1) 暴力、脅迫、詐欺その他犯罪行為又はこれに類似する行為
- (2) 政治又は宗教活動を目的とした勧誘等の行為
- (3) 営利を目的とした行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 事実と異なる申請により第6条に規定する利用の決定を受ける行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に利用の一時停止又は中止をする必要があると認めた行為

(申請内容の変更の届出)

第12条 利用者は、第5条に規定する支援ヘルパー派遣事業への申請内容に変更があつたときは、変更の旨を速やかに事業者へ申告しなければならない。

(支援実績の報告)

第13条 事業者は、支援ヘルパー派遣事業実施報告書を利用者ごとに作成し、区へ提出しなければならない。

(関係機関との連携)

第14条 区長は、本事業の実施に当たり、必要に応じて、事業者その他関係機関との連携を密にするものとする。

(情報収集の目的)

第 15 条 区長は、本事業の実施に必要となる次の各号の情報を収集することができる。

- (1) 住所地
- (2) 住民税（非）課税状況
- (3) 就学援助制度利用状況
- (4) 生活保護制度利用状況
- (個人情報保護等)

第 16 条 事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者の人格を尊重して業務を行うこと。
- (2) 利用者の安全及び衛生の保持に努めること。
- (3) 区との契約及びその他関係規定に基づき、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その業務を退いた後も同様とする。
- (委 任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭総合支援センター所長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

対象期間	子どもの人数		
	1 人	双子	三つ子以上
妊娠中から 1 歳前日	7 0 時間	1 4 0 時間	2 1 0 時間
満 1 歳から 2 歳前日	7 0 時間	1 4 0 時間	2 1 0 時間
満 2 歳から 3 歳前日	7 0 時間	1 4 0 時間	2 1 0 時間

備考

死産した場合は、死産した日から 6 週間を経過した日を利用対象期間とし、利用時間の上限は 7 0 時間とする。

別表 2

利用時間帯	月曜日から金曜日		土曜日・日曜日・祝日 午前 8 時から午後 7 時
	午前 9 時から午後 5 時	午前 8 時から午前 9 時 午後 5 時から午後 7 時	
利用料金	8 0 0 円	9 0 0 円	9 0 0 円

備考

0. 5 時間に当たる利用料金は、1 時間当たりの利用料の 2 分の 1 の金額とする。
- 住民税非課税世帯・就学援助制度利用世帯については、別表 2 の利用料金の半額を免除とする。
- 生活保護制度利用世帯については、別表 2 の利用料金の全額を免除とする。
- 階層区分の判定に当たっては、6 月までの利用については前年度の住民税（非）課税状況により、7 月からの利用については当年度の住民税（非）課税状況により判定する。なお、利用料金の算定基礎となった住民税の課税状況が所得の修正等により課税から非課税に修正された場合における利用料金については、支援ヘルパー派遣事業利用開始時に決定された利用料金とし、変更はしないものとする。ただし、申請日から利用日に至るまでの期間に、階層区分に変更が生じた場合は、利用者は利用前に、階層区分に変更があった旨を事業者へ申し出るものとし、事業者は区に階層区分の確認を行い、利用料金の変更を行うものとする。
- 申請者の属する世帯が住民税非課税世帯、就学援助受給世帯又は生活保護受給世帯であり、減免申請を行う場合は、当該申請者の属する世帯全員の所得の状況を証する書類、就学援助を受給していることを証する書類又は生活保護を受給していることを証する書類を添付して区に申請しなければならない。ただし、区が保有する公簿等による確認が可能であり、申請者がそれに同意する場合は、当該書類の添付を省略することができる。当該利用者より事業者へ利用申請があった場合は、事業者は区に対して階層区分の確認を行うものとする。

別表 3

対象期間	無料利用枠
妊娠中の期間及び出産の日から 子が 1 歳になる日の前日までの期間	初回 1 0 時間